ソフトウェア使用許諾約款

本使用許諾約款（以下「本約款」）は、△△製品（以下「本ソフトウェア」）に関してお客様と〇〇社（以下「当社」）との間で締結される法的な契約書です。 お客様が本ソフトウェアのインストール、または使用をした時点で本約款の記載内容に同意いただいたものとみなし、当社とお客様との間で本契約が有効に成立するものとします。

##  第1条（使用許諾）

１.お客様は本ソフトウェアライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして使用することができます。

２.前項で許諾された本ソフトウェアの利用期間は、 本ソフトソフトウェアのインストール日から1年間とします。

3.本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。

## 第2条（再許諾）

お客様は、本ソフトウェアをお客様自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品をお客様以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

##  第3条（目的外使用の禁止）

お客様は、お客様自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、 本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

##  第4条（対価）

お客様は、本約款に基づく本ソフトウェア利用の対価として、次のとおり当社に支払います。

（１） 一時金： 〇〇万円

（２） 利用料： 本ソフトウェアの使用許諾の対価としてお客様が開発した製品の売上金額に〇％を乗じた額。ただし、売上金額とは、梱包費、運送費、保険料、消費税を控除したものを言います。

##  第5条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、当社に帰属します。本約款によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、当社からお客様へ移転することはありません。

## 第6条（禁止事項）

お客様が、当社の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。

(1) 本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること

(2) 本ソフトウェアを改変すること

## 第7条（保守）

本約款は、本ソフトウェアを本約款に従って利用することを許諾するものです。お客様が本ソフトウェアに関するサポートサービスを希望される場合、別途、サポートサービス契約を締結する必要があります。

## 第8条（監査）

お客様は、本ソフトウェアの利用期間中、当社から本ソフトウェアの利用状況についての報告を求められたときは、当社に対し、速やかに書面にてその旨を報告するものとします。

 尚、当社が監査を実施する必要があると判断した場合、お客様の承認を得ることなく本ソフトウェアの利用状況について当社から委託を受けた第三者による監査を実施することができるものとします。監査の実施にかかる費用は、お客様の負担です。

## 第9条（表明保証）

1.当社は、お客様が本ソフトウェアを利用開始した時点から 〇 日間は、本ソフトウェアが当社所定の稼動環境で使用された場合に、当社所定の仕様どおり稼動することを保証します。

2. 前項の保証責任として、当社所定の仕様どおりに稼働しない場合、本ソフトウェアの修補、取り替えを行います。ただし、以下の場合には、当社は保証責任を負わないものとします。

　(1)お客様が 本ソフトウェアをマニュアル記載どおりに使用されていない場合

　(2) 本ソフトウェアが当社以外の第三者によって改変、加工された場合

## 第10条（第三者による権利侵害）

１.当社およびお客様は、本ソフトウェアの著作権等に関し、第三者による権利侵害又は権利侵害のおそれのある行為を発見したときは、直ちに相手方に通知するものとします。

２.前項の場合において、お客様が当該第三者に対して訴訟、仲裁その他の法的手段を提起し、または和解その他に関する紛争解決を行うことを希望する場合、お客様がその費用を負担するものとします。

３.当社は、お客様に対して、前項に定める第三者に対する法的な対応に関し、必要な技術的その他の情報を提供する等、合理的な範囲で誠実に協力します。

## 第11条（契約終了の際の措置）

第1条2項に定めた本ソフトウェアの利用期間が終了した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアを消去し、かつ、本ソフトウェアに関する資料を廃棄するとともに、その旨を証明する書面をお客様名義で当社に提出するものとします。

## 第12条（差止請求）

当社は、お客様が本約款に違反した場合、お客様に対して本ソフトウェアの使用を差し止めることができます。

## 第13条（契約の解除・損害賠償）

お客様が本約款の条項に違反し、当社が違反の是正を催告した後、10日以内に是正されなかった場合、当社は本約款を解約し、お客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。併せて、当社はお客様に損害の賠償を請求することができます。

## 第14条（協議）

本約款に規定されていない事項については、お客様および当社は、誠意をもって協議するものとします。

## 第15条（管轄裁判所）

本約款に関して紛争が生じた場合、〇〇裁判所を管轄裁判所として処理するものとします。